

令和8年第1回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

1 議案

番号	議案番号	件 名	説 明
1	1	専決処分の承認を求ることについて（令和7年度武蔵野市一般会計補正予算（第9回）） 【当初議案】	衆議院の解散に伴い総選挙が行われるが、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費の予算措置について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分するものである。 ◎ 5581万円補正増 (補正後の予算額919億4915万1千円)
2	2	武蔵野市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について 【当初議案】	地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、市議会の同意を求める。
3	3	武蔵野市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について 【当初議案】	地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、市議会の同意を求める。
4	4	公告方法の変更に伴う関係条例の整備に関する条例 【当初議案】	条例、公示送達等の公告方法の変更に伴い、関係条例について所要の改正をするものである。 ・条例の公布等の方法の変更 ・公示送達の方法の変更
5	5	武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P. 604） 【当初議案】	非常勤職員の月額報酬の上限額を改正するとともに、同職員の費用弁償の種目を改めるほか、所要の改正をするものである。 ・月額報酬の上限額の改正 ・費用弁償の種目の改正
6	6	武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P. 633） 【当初議案】	武蔵野市特別職の職員の旅費の種目及び内容を改めるほか、所要の改正をするものである。 旅費の種目及び内容の改正
7	7	武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P. 643） 【当初議案】	一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正をするものである。 ・交通用具使用者に係る通勤手当の改正 ・住居手当の支給額の改正
8	8	武蔵野市一般職の職員の旅費に関する条例（例規類集P. 952） 【当初議案】	社会情勢の変化に伴い、一般職の職員の旅費の種目及び内容を改めるとともに、旅費の支給に係る規定を改めるほか、所要の改正をするものである。 旅費の種目及び内容並びに旅費の支給に係る規定の改正
9	9	武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例（例規類集P. 1384） 【当初議案】	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 法改正に伴う高さ制限の特例許可の追加及び条ズレ等による字句の改正

10	10	武蔵野市コミュニティ条例の一部を改正する条例（例規類集P. 1487） 【当初議案】	吉祥寺南町コミュニティセンターの新築移転までの期間における代替施設への移転に伴い、所要の改正をするものである。 吉祥寺南町コミュニティセンターの位置の変更
11	11	武蔵野市印鑑条例の一部を改正する条例（例規類集P. 1590） 【当初議案】	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行による電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。 法改正に伴う号ズレの改正
12	12	武蔵野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 【当初議案】	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。 府令改正に伴う字句の改正等
13	13	武蔵野市学童クラブ条例の一部を改正する条例（例規類集P. 1755） 【当初議案】	武蔵野市立井之頭小学校の改築工事による井之頭こどもクラブの移転に伴い、所要の改正をするものである。 井之頭こどもクラブの位置の変更
14	14	武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例（例規類集P. 1946） 【当初議案】	国民健康保険財政の健全化を図るため国民健康保険税の税率等を引き上げるほか、子ども・子育て支援金制度の創設等を踏まえ、所要の改正をするものである。 ・国民健康保険税の所得割率、均等割額及び課税限度額を引き上げる。 ・子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、保険税の項目、課税額等を変更する。
15	15	武蔵野市介護保険条例の一部を改正する条例（例規類集P. 2006） 【当初議案】	介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。 令和8年度の保険料の算定について、令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の引き上げの影響により第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者については、引き上げ前と同様の判定となるよう、合計所得の額の算定方法等の特例を設ける。
16	16	武蔵野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（例規類集P. 2531） 【当初議案】	武蔵野都市計画地区計画吉祥寺地域医療拠点地区地区計画の区域内において、建築物に関する制限を定めるため、所要の改正をするものである。 吉祥寺地域医療拠点地区地区整備計画の区域内において、①建築物の用途の制限、②建築物の容積率の最高限度、③建築物の建蔽率の最高限度、④建築物の敷地面積の最低限度、⑤壁面の位置の制限、⑥建築物の高さの最高限度について定める。
17	17	武蔵野市立学校設置条例の一部を改正する条例（例規類集P. 2774） 【当初議案】	武蔵野市立井之頭小学校の改築工事による移転に伴い、所要の改正をするものである。 井之頭小学校の位置の変更
18	18	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（例規類集P. 3035） 【当初議案】	東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、提案するものである。
19	19	令和7年度武蔵野市一般会計補正予算（第9回） 【当初議案】	◎ 55億5353万2千円補正増 (補正後の予算額975億268万3千円)

20	20	令和7年度武蔵野市国民健康保険事業会計補正予算（第2回） 【当初議案】	◎4億3115万2千円補正減 (補正後の予算額134億5681万4千円)
21	21	令和7年度武蔵野市後期高齢者医療会計補正予算（第1回） 【当初議案】	◎1億6467万5千円補正増 (補正後の予算額47億7397万8千円)
22	22	令和7年度武蔵野市介護保険事業会計補正予算（第2回） 【当初議案】	◎1億8379万3千円補正増 (補正後の予算額134億8391万6千円)
23	23	令和7年度武蔵野市水道事業会計補正予算（第2回） 【当初議案】	◎収益的支出 300万円補正増 (補正後の予算額55億340万2千円)
24	24	令和8年度武蔵野市一般会計予算 【当初議案】	942億2700万円
25	25	令和8年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算 【当初議案】	137億1748万4千円
26	26	令和8年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算 【当初議案】	50億5194万9千円
27	27	令和8年度武蔵野市介護保険事業会計予算 【当初議案】	135億5782万4千円
28	28	令和8年度武蔵野市水道事業会計予算 【当初議案】	◎収益的収入 38億9183万9千円 収益的支出 38億3874万1千円 ◎資本的収入 4億7769万2千円 資本的支出 13億4045万9千円
29	29	令和8年度武蔵野市下水道事業会計予算 【当初議案】	◎収益的収入 31億5070万4千円 収益的支出 31億1422万2千円 ◎資本的収入 7億9756万7千円 資本的支出 12億2737万1千円
30	30	武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（例規類集P.1023） 【当初議案（2）】	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をするものである。 ・損害補償に係る補償基礎額の改正 ・扶養に係る補償基礎額の加算額の改正
31	31	第五小学校改築工事請負契約 【当初議案（2）】	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。
32	32	第五小学校改築に伴う電気設備工事請負契約 【当初議案（2）】	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。
33	33	第五小学校改築に伴う機械設備工事請負契約 【当初議案（2）】	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。

34	34	武藏野市副市長の選任の同意について (追加予定議案)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、市議会の同意を求める。
35	35	武藏野市教育委員会委員の任命の同意について (追加予定議案)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、市議会の同意を求める。

2 文書による報告のみを行うもの

1	請願及び陳情処理経過について	3件予定
---	----------------	------

※ 報告のうち、「議会の指定による事項の専決処分（30万円以下の損害賠償額の決定又は和解）」及び「5000万円以上1億5000万円未満の工事請負契約」は、議会開会中に隨時報告することが可能であるため、追加提出が発生する場合がある。